

「介護支援ネットワーク協議会・さかい」会則

(名称)

第1条 この会は、介護支援ネットワーク協議会・さかい（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は総務担当の事務所に置く。

(目的)

第3条 協議会は、堺市内に所在する指定居宅介護支援事業者の緊密なる連絡調整を通じ、相互の交流を深め、会員の介護事業の円滑な実施を目指すものとする。

(事業)

第4条 協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換、連携に関すること
- (2) 介護に関する情報の収集及び提供に関すること
- (3) 介護支援専門員の資質の向上に関すること
- (4) 介護に係わる苦情処理に対する検討、調整に関すること
- (5) その他、協議会の目的を達成するための事業に関すること

(会員)

第5条 会員は堺市内に所在する居宅介護支援事業者をもって構成する。

(参与)

第6条 堺市と連携を保ち、協議会を円滑に運営するため、堺市介護保険担当課を参与とする。

(入会)

第7条 協議会の入会を希望する者は、所定の申込書を協議会に提出し、会長の承認を受けなくてはならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員が1年以上会費を滞納したとき
- (3) 事業を廃止したとき
- (4) 第9条に定める総会において除名の議決がなされたとき

(除名)

第9条 会員が協議会の名誉を傷つけ、または協議会の目的に反する行為をした場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第10条 協議会の会務を行うため、次の役員を置く。

理事 16人以内
監事 2人

2 理事のうち1人を会長、3人を副会長（内、1人を総務担当）とする。

(役員を選任)

第11条 役員は、会員の互選とする。

- 2 会長、副会長、総務担当は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員欠員がある場合は、会長が理事会に諮り役員を指名する。
- 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員 の 職務)

第 13 条 会長は、協議会を代表して、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 3 総務担当は、事務局を総括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、協議会の会務を執行する。
- 5 監事は協議会の会務及び会計を監査する。

(会議)

第 14 条 協議会の会議は総会、理事会とする。

- 2 総会は年 1 回程度開催する。
- 3 理事会は年 3 回程度開催する。
- 4 総会及び理事会は会長が招集し議長となる。
- 5 会議は、総会にあつては会員の、理事会にあつては理事の過半数の出席をもって成立する。
- 6 会議の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会)

第 15 条 総会は、この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 16 条 総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会則の変更、事業計画等の承認で、会員の採決が必要なとき
- (2) その他、理事会において必要と認めた場合

(理事会)

第 17 条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 18 条 理事会は、次の掲げる場合に開催する。

- (1) 会則及び事業計画等で協議が必要なとき
- (2) 協議会の会務の処理運営方針を協議及び決定するとき
- (3) その他、会長が必要と認めたとき

(部会の設置)

第 19 条 協議会の活動に必要なときは、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第 20 条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局員は、理事会が選任する。

(運営費)

第 21 条 協議会の運営は入会金、年会費、参加費、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の入会金は、1 万円とする。
- 3 協議会の年会費は、年額 2 万 4 千円とし、毎年 4 月及び入会時に一括納入する。
ただし、途中入会するものにあつては、年会費を減額でき、理事会が必要と認めるときは減免することができる。また、途中退会する者にあつては、会費の返還はしないものとする。

(活動年度)

第 22 条 協議会の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終了するものとする。

(委任)

第 23 条 この会則に規定がないものについては、会長が理事会に諮って決する。

附則

- 1 この会則は、平成 12 年 2 月 29 日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員任期は第 12 条の規定にかかわらず平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会の設立当初の活動年度は、第 22 条にかかわらず平成 12 年 2 月 29 日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。